

郡山市告示第 170 号

土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 20 条の規定により作成した令和 7 年 7 月 20 日に執行する県中都市計画事業徳定土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、同令第 21 条第 3 項に規定する異議の申出がなかったため、同令第 22 条第 4 項の規定によりこの選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので、同令第 22 条第 1 項及び第 4 項並びに県中都市計画事業徳定土地区画整理事業施行規程（平成 2 年郡山市条例第 49 号）第 10 条の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 24 日

郡山市長 椎 根 健 雄

- | | |
|----------------------------|-----|
| 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 | 7 人 |
| 2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 | 1 人 |